

懲戒処分の公表

令和5年12月14日

豊橋市長 浅井 由 崇

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「豊橋市職員の懲戒処分の公表基準」に基づき公表します。

【事案概要】

平成30年度から令和5年9月までの間に行われた豊橋市総合老人ホームつつじ荘職員による高齢者虐待事案について、入所者の袖を縛る等の身体的虐待や心理的虐待、介護・世話の放棄、放任など不適切な介護による「不適正な業務執行」、及びこれらの不適切な介護を行った施設職員に対する指導・監督の不徹底による「管理監督責任」。

【処分内容】

(1) 管理監督職

所属の部局	職種又は職務の級	年齢	処分内容
福祉部	参与	50歳代	戒告
	参事	50歳代	戒告
財務部	参事	50歳代	戒告
(処分理由) 地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」違反。 地方公務員法第29条第1項第1号「法律に違反した場合」及び第2号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」に該当。			

(その他管理監督職)

所属の部局	職種又は職務の級	年齢	処分内容
福祉部	副参事	50歳代	訓告
	副参事	50歳代	訓告
	副参事	50歳代	訓告

(2) 一般職員

所属の部局	職種又は職務の級	年齢	処分内容
福祉部	養護員	50歳代	戒告
	養護員	50歳代	戒告
	養護員	40歳代	戒告
(処分理由) 地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」違反。 地方公務員法第29条第1項第1号「法律に違反した場合」、第2号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」及び第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当。			

【処分年月日】

令和5年12月14日